

〇〇市（町村）長

殿

2016年 月 日

「軍事費を削ぐと福祉・教育の充実を」

国民大運動奈良県実行委員会

実行委員長 井ノ尾寛利

奈良市登大路町5-5 奈良県教育会館1F

TEL : 0742 - 26 - 7135

FAX : 0742 - 27 - 3314

＜構成団体＞ 奈良県労働組合連合会・奈良県商工団体連合会・新日本婦人の会奈良県本部
奈良民主医療機関連合会・民主青年同盟奈良県委員会・農民運動奈良県連合会
奈良県平和委員会・奈良県生活と健康を守る会・国民救援会奈良県本部
全日本年金者組合奈良県本部・奈良県母親大会連絡会

2016年県民要求実現

全県・自治体キャラバン要請書

貴職におかれましては、医療・福祉・介護・教育の充実など住民の暮らしを守るとともに自治体の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

私たち、奈良県実行委員会は毎年のキャラバン行動を通して、貴自治体・議会関係者をはじめとして、県下の各団体との懇談を通して切実な要求の実現や課題の解決に向けて取り組みを進めてきました。この間の、みなさんのご協力に感謝いたします。

さて、本年は、第25回奈良県自治体キャラバン行動となります。

特にこの1年は、安全保障関連法制の是非を問う世論が大きく広がるとともに、東日本・九州熊本などでの大災害が起きた直後のキャラバン行動です。だれもが願うのは「安全・安心・平和」です。「格差と貧困」をなくし、だれもが安心して暮らすことができ、安心して働き続けることができる職場と社会づくりです。ゆきとどいた教育の充実で子どもの未来に希望が持てる社会にすることです。中小零細企業や農林業従事者への施策の充実で、その地域に住んで、働くことが喜びとなる「地域の活性化」「持続可能な地域づくり」だと考えます。

今回も貴自治体のみなさんとの懇談を通して、一致点が大きく進むことを期待しています。

要請内容につきましては、各担当部局・課として可能な限り文書でのご回答をお願いします。また、地元・地域実行委員会・団体からの要請書に関しては、例年通り可能な限り文書での回答をお願いします。奈良県に対しては、自治体キャラバンで出された意見や実態をもとに、改めて重点要請書を提出させていただきます。さらに政府に対しては、全国行動として省庁への要請や国会議員要請を通して、奈良県内で解決を求められる申し入れを行う予定です。

キャラバン行動の日程につきましては全県をくまなく訪問させていただくために、一定のコースを設定せざるを得ません。貴自治体・議会の予定を考慮せずに組まれているかと思いますが、調整をよろしくお願いします。

記

1. 安保法制反対、安心・安全の医療・介護、震災や水害などの教訓を活かした防災対策を

【県への要請】

- (1) 安保法制は、最高法規である憲法に違反するものです。ただちに撤回・廃止するよう、国に要請すること。
- (2) 現在、南海トラフも含め見直しが行われている「奈良県防災計画」において、福島第一原発事故をふまえた原子力災害対策をいれること。相談窓口の設置等、県民の不安に応えられるよう体制、設備を拡充させること。

- (3) 災害の危険区域内にある県内の学校、老人施設等について、対策を講じること。奈良県内の「崩壊危険箇所」について、早急に対策を講じて頂くこと。
- (4) 昨今のゲリラ豪雨や台風など、風水害に対する防災対策をすすめること。とりわけ、河川状況の確認し、必要な対策を講じること（現状の把握と改修）。

【市町村への要請】

- (1) 自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、最高法規である憲法に違反するものです。ただちに撤回するよう、国に要請すること。
- (2) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請すること。全ての原発は再稼働しないよう国に要請すること。
- (3) 昨今のゲリラ豪雨や台風など、風水害に対する防災対策をすすめること。とりわけ、河川状況の確認し、必要な対策を講じること（現状の把握と改修）。
- (4) 災害の危険区域内にある県内の学校、老人施設等について、対策を講じること。奈良県内の「崩壊危険箇所」について、早急に対策を講じて頂くこと。

2. 安心して産み、育てられる奈良県に、高齢者・子どもはじめ県民が安心して生活できる奈良県にするために（福祉・医療・介護・年金問題）

～安心して産み、育てられる奈良県にするために ※教育関連は3に

【県への要請】

- (1) 福祉医療（子ども・障がい者、ひとり親家庭等）制度を窓口負担のない現物給付とすること。また、現物給付に伴うペナルティーをなくすよう国に求めること。
- (2) 子どもの医療費助成制度を、入院・通院とも高等学校卒業まで所得制限も自己負担もなしで無料とすること。
- (3) 上記（2）について、国で制度化されるよう、要望すること。
- (4) 子宮頸がんワクチン接種後に、原因不明の持続的痛みやしびれ・脱力、不随意運動などの症状があり、日常生活に支障を生じている人もおられます。この被害者を対象とした医療費助成制度を実施すること。
- (5) 学童保育の増設・拡充を図るとともに、学童指導員の待遇を改善すること。
- (6) 「奈良県子どもの貧困対策大綱」は貧困状態解消のための具体的な数値目標を明確にし、すみやかに具体的施策を講じること。「子ども食堂」や「フードドライブ事業」の取り組みの援助について具体化すること。奈良県内における子どもの貧困の実態を正確に把握し、公表すること。

【市町村への要請】

- (1) 上記、【県への要請】（1）・（2）について、奈良県全体でその制度に移行するよう、県に働きかけること。
- (2) 妊産婦健診は、初回を含め産前14回、産後1回を無料で受けられるよう助成すること。
- (3) 子宮頸がんワクチン接種後に、原因不明の持続的痛みやしびれ・脱力、不随意運動などの症状があり、日常生活に支障を生じている人もおられます。この被害者を対象とした医療費助成制度を実施すること。
- (4) 「子ども・子育て支援新制度」施行にあたっては、児童福祉法第24条1項を尊重し、認可保育所への入所を求めるすべての子どもが入所できる条件を自治体が整え、自治体の保育実施責任の堅持・拡充を行うこと。公立保育所および学童保育の民営化や廃止を行わないこと。学童保育も含め、少なくとも現行水準以上の基準とすること。保護者に説明責任を果たし、保育士・学童保育指導員など従事する職員の意見を良く聞くこと。臨時職員保育士や学童指導員の待遇を改善すること。
- (5) 各自治体において「子どもの貧困対策大綱」を整備し、貧困状態解消のための具体的な数値目標を明確にし、すみやかに具体的施策を講じること。「子ども食堂」や「フードドライブ事業」の取り組みについて場所の提供などの援助について具体化すること。奈良県内における子どもの貧困の実態を正確に把握し、公表すること。

～高齢者が安心して暮らせる奈良県にするために～介護保険・高齢者福祉施策について

【県への要請】

- (1) 介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するよう国に呼びかけること。
- (2) 特養ホームの入所は要介護3以上の基準を一律機械的に実施せず、必要があればすべての要介護者の入所を認めるよう各保険者に指導すること。また、要介護状態であれば入所が可能な従前の制度に戻すよう国に呼

- びかけること。
- (3) 一定所得以上の被保険者の介護サービス利用料2割負担化をやめるよう国に呼びかけること。
 - (4) 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたり、A型やB型などの「無資格者による安上がり」なサービスは実施せず、現行相当サービスの質を継続するよう各保険者に指導すること。要支援者に対する給付を従前の介護予防給付で行うよう、国に要望すること。また、議論されている、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの自己負担への切り替え、利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す、ケアプランの有料化などに反対し国に働きかけること。
 - (5) 低所得者が安心して介護施設をするための補足給付を従前どおりの基準で行うよう国に呼びかけること。資産要件の一律適用は行わないことや申請書への銀行通帳の添付など強要しないことを各保険者に指導すること。
 - (6) 次の点を国に要請すること。
 - ①これ以上の年金引き下げをやめること。また、毎年の引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」を廃止すること。
 - ②「最低保障年金制度」をつくること。当面、基礎年金の国庫負担分約3万3千円をすべての無年金者・低年金受給者に支給すること。
 - ③年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。また、それに連動した国民年金保険料（税）の納付期間の延長をやめること。
 - ④70-74歳の医療費2割負担を1割負担に戻すこと。

【市町村への要請】

- (1) 介護保険料を下げるため、国庫負担を大幅増額するように国に呼びかけること。また、介護保険への一般会計からの繰り入れを行い、保険料を引き下げることにも検討すること。住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者の保険料を、大幅に軽減するための減免制度を拡充すること。
- (2) 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで計画的に整備を行うこと。特養ホームの入所は要介護3以上の基準を一律機械的に実施せず、要介護者の身体的、社会的必要性に応じて入所を検討し、ケアマネージャや施設と協力して入所を受け入れること。
- (3) 一定所得以上の被保険者の利用料2割負担化をやめるよう国に呼びかけること。介護サービス利用料の自治体独自の軽減措置を制度化・拡充すること。
- (4) 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたり、A型やB型などの「無資格者による安上がり」なサービスは実施せず、要支援者に対する現行相当の給付を継続できるよう具体的な施策を講じること。要支援者に対する給付を従前の介護予防給付で行うよう、国に要望すること。また、議論されている、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの自己負担への切り替え、利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す、ケアプランの有料化などに反対し国に働きかけること。
- (5) 低所得者が安心して介護施設をするための補足給付を従前どおりの基準で行うこと。資産要件の一律適用は行わないこと。申請書への銀行通帳の添付など強要しないこと。
- (6) 利用者の実態とかけ離れた介護認定を改善するため、実態を調査し改善措置を講ずること。
- (7) 住民の立場にたった「地域包括ケア」を実現するために、自治体としてネットワークづくりに責任を果たすこと。
- (8) 高齢になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備すること。
- (9) 高齢者や障害者などの外出支援のために、地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実すること。
- (10) 高齢者の熱中症対策を拡充すること。
- (11) 次の点を国に要請すること。
 - ①これ以上の年金引き下げをやめること。また、毎年の引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」を廃止すること。
 - ②「最低保障年金制度」をつくること。当面、基礎年金の国庫負担分約3万3千円をすべての無年金者・低年金受給者に支給すること。
 - ③年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。また、それに連動した国民年金保険料（税）の納付期間の延長をやめること。
 - ④70-74歳の医療費2割負担を1割負担に戻すこと。

国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

【 県への要請 】

- (1) 国保財政への国庫負担の大幅に引き上げを国に要請すること。国保料軽減のために市町村が独自に行っている一般会計からの法定外繰り入れを尊重すること。
- (2) 財政支援策としての保険者支援制度を活用するよう、市町村に指導すること。県における国庫補助金は公正に市町村に配分し、収納率向上等を煽って競争させないこと。財政力の弱い自治体の保険料値上げにつながるよう県が責任を持ち、統一保険料を押し付けないこと。
- (3) 生活が苦しく保険料が払いたくても払えない方への強制的な差し押さえや滞納処分を行わないよう、市町村に指導すること。納税緩和措置の周知を市町村に指導すること。
- (4) 所得に応じた新たな減免制度を創設すること。払える国保料、利用できる国保証とするため、国保44条や77条の減免制度を奈良県や各市町村の国保条例で具体化すること。減免事由として一時的ではない「低所得」を設定すること。
- (5) 市町村との連携会議や国保運営協議会において、広く被保険者の意見を聞くこと。
- (6) 後期高齢者医療制度保険料の特例減免措置廃止を実施しないよう国に呼びかけること。後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に呼びかけること。

【 市町村への要請 】

- (1) 高すぎる保険料を引き下げ、払える保険料にすること。そのために保険者支援制度を活用すること。また、国庫負担の大幅に引き上げを国に要望すること。
- (2) 保険料の算定は「応能負担」原則とすること。住民税非課税世帯は所得割をゼロに、均等割の負担も大幅に下げよう要望します。
- (3) 払える国保料、利用できる国保証とするため、国保44条や77条の減免制度を国保条例で具体化すること。減免事由として一時的ではない「低所得」を設けること。
- (4) 資格証明書の発行、差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は行わないこと。高校生までの子どもには1年間の保険証を交付すること。
- (5) 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし、費用は無料とすること。特にがん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。
- (6) 後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に呼びかけること。
- (7) 後期高齢者医療制度の保険料については生活実態に即した低額の保険料とし、滞納者に対しては短期保険証・資格証明書の発行をしないよう広域連合に呼びかけること。
- (8) 後期高齢者医療制度保険料の特例減免措置を復活するよう国や広域連合に呼びかけること。後期高齢者医療制度保険料の独自の減免制度をつくるよう広域連合に呼びかけること。
- (9) 後期高齢者医療制度の医療費を無料とすること。少なくとも住民税非課税世帯は医療費負担を無料にするよう広域連合に呼びかけること。
- (10) 健診内容の拡充と受診率を高めるための広報の拡充などの施策を行うよう、広域連合に働きかけること。
- (11) 後期高齢者医療広域連合懇話会の構成員に、公募による委員を加え、高齢者の意見を反映できる仕組みにすること。

生活保護について

【 県への要請 】

- (1) 生活保護基準の切り下げを元に戻すよう、国に要請すること。
- (2) この間の生活保護基準に切り下げに伴う、諸制度(就学援助など)への影響を把握し、生活困難者を支援する県独自の補助制度を作ること
- (3) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。

【 市町村への要請 】

- (1) 生活保護基準の切り下げを元に戻すよう、国に要請すること。
- (2) この間の生活保護基準に切り下げに伴う、諸制度(就学援助など)への影響を把握し、生活困難者を支援する自治体独自の援助制度を整備すること。

- (3) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。
- (4) 生活保護の実施体制にかかわって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験と熟練、人権感覚豊かなワーカーの配置を行うこと。
- (5) ケースワーカーの研修を重視し、法令を遵守し、申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。
- (6) 申請権を保障するために、自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」はわかりやすいものとし、「申請用紙」を添付し、住民の目に触れやすい場所に常時配架すること。
- (7) 通院や就職活動のための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」等に明記すること。
- (8) 自動車がない場合は生活および仕事ができない場合は保有を認めること。
- (9) 実態無視の就労指導の強要はしないこと。自治体として仕事の間を確保・拡充するために努力すること。
- (10) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。

障がい者施策について

【 県への要請 】

- (1) 障がい者の医療費助成制度を、現物給付で窓口無料制度とすること。
- (2) 1級・2級の精神障がい者の福祉医療制度を全ての市町村で早期に実現するよう適切に指導すること。
- (3) 「障害者総合支援法」が公布されたが、「障害者自立支援法」から名前を変えただけの「障害者総合支援法」ではなく、「内閣府障害者制度改革推進室 総合福祉部会」がまとめた「骨格提言」に沿った制度として実現するよう、強く国に求めること。具体的には応益負担の制度を応能負担に改めさせること。また、「障害程度区分」及び65歳以上の方の「介護保険制度優先原則」をなくすよう国に呼びかけること。

【 市町村への要請 】

- (1) 障がい者福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、一人ひとりの生活実態や障害の状態を十分に考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。
- (2) 障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・高熱水費などの実費負担について、市町村独自に減免すること。
- (3) 障がい者の医療費助成制度を、現物給付で窓口無料制度とすること。また奈良県全体でその制度に移行するよう県に呼びかけること。
- (4) 1級・2級の精神障がい者の福祉医療制度をすべての市町村で早期に実現し、実施すること。
- (5) 「障害者総合支援法」が公布されたが、「障害者自立支援法」から名前を変えただけの「障害者総合支援法」ではなく、「内閣府障害者制度改革推進室 総合福祉部会」がまとめた「骨格提言」に沿った制度として実現するよう、強く国に求めること。具体的には応益負担の制度を応能負担に改めさせること。また、「障害程度区分」及び65歳以上の方の「介護保険制度優先原則」をなくすよう国に呼びかけること。
- (6) 実施予定、または実施中の精神障害者医療費助成制度の適用対象を奈良県の制度と同様の適用対象としてください。また、引き続き3級まで手帳所持者すべてへの制度適用をご検討ください」

県内の医療・介護体制の拡充のために

【 県への要請 】

- (1) 「奈良県地域医療構想」は、病床数を10年間で990床削減する計画（奈良医療圏：175床、東和医療圏：304床、西和医療圏：84床、中和医療圏：223床、南和医療圏：204床）となっています。また、高度急性期病床及び急性期病床を奈良県全体で2,792床削減する計画となっており、救急医療体制の後退が予想される計画です。さらに構想では、病床削減により在宅医療の需要が高まり、2025年の在宅医療の必要量が現在の1.5倍に増加すると推計していますが、在宅医療推進の方策については市町村と地区医師会の責任ばかりを強調する内容となっています。問題点が多い地域医療構想について、奈良県は、専門家や市町村、多くの県民の意見を聞き、県内の地域医療の実態や住民の実際の医療要求の正確な把握を行う中で、見直しをされるよう強く求めます。
- (2) 2016-2017年の看護職員需給見通しの策定にあたり、現場実態を把握し（調査の実施）働き続けられる処遇改善などもふまえた見通しとすること。また、単なる数値目標とせず、そのための確保政策や具体化をすすめること。

- (3) 県が設置している「医療勤務環境改善支援センター」の活動を拡充すること。医療機関からの相談があつてから（受け身）ではなく、積極的に医療機関に働きかけること。また、勤務環境改善策に対する財政補助制度を設けること（特に中小病院に対して）。
- (4) 重症心身障害児施設の看護師確保をすすめるために、看護師の賃金格差を埋める視点から、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県等が行っている、重症心身障害児特別保護費、特別加算金（名称は様々）を県内の施設にも補助すること。
- (5) 院内保育所の拡充をさらにすすめること。実態把握を行うなど現場の意見（医療機関、保育士、保護者等）を聞くこと。
- (6) 奈良県内で働く介護職員の状況を把握するための実態調査を行うこと。
- (7) 次の点を国に求めること。
 - ①医療・介護従事者の夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ・1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ・夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ・介護施設における1人夜勤を早期に解消すること。
 - ②安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
 - ③患者・利用者の負担軽減をはかること。

【市町村への要請】

- (1) 次の点を国に求めること。
 - ①医療・介護従事者の夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ・1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ・夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ・介護施設における1人夜勤を早期に解消すること。
 - ②安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
 - ③患者・利用者の負担軽減をはかること。

- (2) 次の点を県に求めること。

「奈良県地域医療構想」は、病床数を10年間で990床削減する計画（奈良医療圏：175床、東和医療圏：304床、西和医療圏：84床、中和医療圏：223床、南和医療圏：204床）となっています。また、高度急性期病床及び急性期病床を奈良県全体で2,792床削減する計画となっており、救急医療体制の後退が予想される計画です。さらに構想では、病床削減により在宅医療の需要が高まり、2025年の在宅医療の必要量が現在の1.5倍に増加すると推計していますが、在宅医療推進の方策については市町村と地区医師会の責任ばかりを強調する内容となっています。問題点が多い地域医療構想について、奈良県は、専門家や市町村、多くの県民の意見を聞き、県内の地域医療の実態や住民の実際の医療要求の正確な把握を行う中で、見直しをされるよう強く求めます。

3. 教育問題

【県への要請】

- (1) 奈良県内の小中学校の普通教室におけるエアコン設置状況は6.1%と、近畿では最下位、全国平均32.8%を大きく下回っています。熱中症対策や集中して勉強に取り組める環境整備のため、小中学校の普通教室にエアコンを設置すること。
- (2) 奈良県下におけるすべての小・中学校及び高校の学級編制を、県独自に30人以下学級とする措置を取ること。一方的に学校・園の統廃合を行わないこと。小規模人数の学校については複式解消と専科教員の配置を、また障害児教育の条件整備をすすめること。
- (3) 教育委員会制度の「改正」（地教行法の一部改正）について、執行権は引き続き教育委員会にあり、教育委員会が教育に責任を負う立場を明確にし、首長が主宰する「総合教育会議」や首長が策定する「大綱」などは、施設・設備の充実など学校教育を充実させるものにする。
- (4) 急増する児童・生徒に対応するため、グランドデザインを大幅に見直し特別支援学校を新設すること。
- (5) 日本の教員の長時間労働がOECDの調査からも明らかになっていることから、当面、労働安全衛生法に基づき、

すべての学校で「勤務時間の把握」「医師による面接指導」「ストレスチェックの実施」を行うこと。市町村に対しても行政指導すること。

- (6) 所得制限のない、公立高校授業料無償を復活させ、私立高校等の就学援助金制度を拡充すること。給付制の奨学金を充実させること。就学援助制度について、入学準備金を入学前に支給すること。就学援助制度を入学説明会などで早めに保護者に周知徹底するよう、市町村に指導すること。
- (7) 小中学校・高等学校は耐震診断に基づいて、ただちに改築・改修・補強を行うこと。未耐震校舎の耐震化のための予算を最優先に確保し、一刻も早い耐震化をすすめること。県は市町村を支援すること。また、建物だけでなく、照明なども耐震化していくこと。
- (8) 政府と国会、県選出国會議員に対して、次の内容の要請書を提出するとともに、その実現に必要なあらゆる措置をとること。
 - ①30人以下学級を制度化し、実施すること。当面、小学校2・3年生の35人学級を法制化すること。あわせて、教職員定数改善計画を策定すること。
 - ②学力保障と生活指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教諭の完全配置などを行うために、教職員の大幅増を盛り込むこと。

【市町村への要請】

- (1) 中学校給食未実施自治体においては、自校方式の完全給食を早急に全校で実施すること。また、義務教育は無償の立場から小中学校の給食費は無料とすること。
- (2) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯まで拡充し、申請受付は学校だけでなく、市町村の窓口でも受け付けること。就学援助制度について、入学準備金を入学前に支給すること。就学援助制度を入学説明会などで早めに保護者に周知徹底すること。
- (3) 保育所・学校給食の民営化を行わないこと。保育所・学校給食の食材に輸入加工品を使用しないこと。安心・安全な国産・地場産食材の使用をすすめること。国産、地場産食材や人材確保など、加工品に頼らない安心・安全な給食のための補助増額を行うとともに、国庫補助復活を求めること。給食調理員がスキルアップを図れるためにも、働き続けられる労働環境（雇用形態や賃金）を改善すること。
- (4) 学校・幼稚園・保育園は耐震診断に基づいて、ただちに改築・改修・補強を行うこと。未耐震校舎の耐震化のための予算を最優先に確保し、一刻も早い耐震化をすすめること。県は市町村を支援すること。また、建物だけでなく、照明なども耐震化していくこと。
- (5) 政府と国会、県選出国會議員に対して、次の内容の要請書を提出するとともに、その実現に必要なあらゆる措置をとること。
 - ①30人以下学級を制度化し、実施すること。当面、小学校2・3年生の35人学級を法制化すること。あわせて、教職員定数改善計画を策定すること。
 - ②学力保障と生活指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教諭の完全配置などを行うために、教職員の大幅増を盛り込むこと。

4. 農林業問題

低米価への対策について

【県への要請】

- (1) 2016年産米の農協買入価格は昨年からの引き上げがあったものの40年以上前の低米価となっており、獣害対策などの負担も大きく、農家の営農意欲を大きく減退させており、県として米農家が米づくりを続けられるよう苗代やカントリー利用料などの農家負担軽減のための対策を行うこと。また、県内での米消費拡大のため学校給食などでの米飯給食を増やすなど地産地消を推進するための対策を行うこと。
- (2) TPP協定が国会で批准され、協定が発効すれば米価の一層の暴落は必至であり政府と国会に対して批准をさせない要請を行うこと。

【市町村への要請】

- (1) 自治体として地域の米農家が米づくりを続けられるよう苗代やカントリー利用料などの農家負担軽減のための対策を行うこと。また、自治体での学校給食に地元産の米を活用するなど地産地消を推進するための対

策を行うこと。

- (2) TPP 協定が国会で批准され、協定が発効すれば米価の一層の暴落は必至であり政府と国会に対して批准をさせない要請を行うこと。

農業の担い手確保と支援について

【 県への要請 】

- (1) 奈良県農業の深刻な担い手不足を打開するため、新規就農者・定年帰農者・集落営農・農業法人など規模や形態の如何を問わずより多くの担い手を確保するための次の対策を講じること。
 - ① 県として新規就農者に対する農地確保への援助、新規就農者が行う農業倉庫や施設建設・農業機械の借り上げなどへの支援とともに、現場で日常的に対応している支援団体や農家グループへの支援を強めること。研修生受け入れ農家への既存の補助制度を拡充すること。
 - ② 農水省が行っている新規就農支援策に県独自の支援策を上乗せするとともに、「親元就農」や45歳以上の新規就農者への支援策を作ること。

【 市町村への要請 】

- (1) 地域の担い手をつくるための自治体独自の支援制度を作ること。具体的には農地や倉庫・機械・住宅などの借り入れに対する補助制度を作って新規就農者の負担軽減をはかること。
- (2) 農地の確保や生産技術・販売など農業経営全般の相談ができる窓口の設置を行うこと。

鳥獣害対策について

【 県への要請 】

- (1) 鳥獣害防護柵の設置のための予算枠の拡大を行うこと。
- (2) 鳥獣害対策について県下各地や全国で実践されている有効な対策を農家に対してきめ細かく情報発信すること。
- (3) 各市町村の猟友会の高齢化が深刻化するなかで新しい若い会員を確保するため県として若い猟友会会員養成のための予算措置を行うこと。
- (4) 県や市町村職員の銃やワナなどの資格取得者を計画的に養成し現場対応できるマンパワーを県として確保するために必要な対策を講じること。

【 市町村への要請 】

- (1) 集落やグループで行われている鳥獣害対策に対して支援や補助の拡充をはかること。電柵やネット・トタン設置などの経費について地元負担を軽減させるとともに予算枠の拡大を行うこと。
- (2) 猟友会の高齢化が深刻化するなかで新しい若い会員を確保するため自治体として若い猟友会会員養成のための予算措置を行うこと。また、猟友会が捕獲した一頭当たりの補助金を大幅に引き上げること。猟友会のボランティア巡回活動も限界にきており、出役に対する対価の予算枠を拡大すること。
- (3) 銃やワナなどの資格取得者を計画的に養成し現場対応できるマンパワーを自治体として確保するために必要な対策を講じること。

地産地消対策について

【 県への要請 】

- (1) 県産農畜産物の学校給食への利用率向上をめざして毎年の数値目標をもって追求すること。特に給食材料の必要量を把握して地域で生産できる体制をつくること。
- (2) 農家が運営する直売所への支援を強めること。買い物難民対策にもなっている小規模の直売所も対象にすること
- (3) 地元の有機材料を使った有機肥料や堆肥を県内農家が積極的に製造・活用できるよう市町村とも連携して支援策をこうじること。

【 市町村への要請 】

- (1) 地元産農畜産物の学校給食への利用率向上をめざして毎年の数値目標をもって追求すること。特に給食材料の必要量を把握して地域で生産できる体制をつくるため、生産者・消費者(保護者)・調理現場などの意見

調整の場を設けること。

都市農業の推進について

【 県への要請 】

- (1) 都市化と開発がすすむ地域での農地の固定資産税が大きな負担となっていますが、都市の農地を開発の対象から外して維持・振興させるため、県として県内の市街化農地を抱える自治体に対して都市農業振興策を確立するよう対策をとること。生産緑地の追加指定を認めるよう関係市にも指導すること。

5. 労働環境問題

安心して働くことのできる労働環境に

【 県・市町村への要請 】

- (1) 公契約条例は、1年ごとの見直しを行うこと。見直しに当たっては、労働者、中小業者の意見を聴取するようにすること。また、「公共工事設計労務単価（二省単価）や、建築保全業務労務単価、職種別賃金返金値を参考に、賃金の下限設定を行うこと。
- (2) 公契約のもとで働く人の適正な賃金水準や労働条件を確保し、地域の中小業者の経営安定、地場賃金の底上げを通じて、地域経済の再生や自治体財政の改善にもつながる公契約条例を制定すること。公共工事での二省単価実施を軸に、公契約条例、総合評価方式、指定管理者ガイドラインなどへの公正労働条項を盛り込むこと。
- (3) PFI、市場化テスト、指定管理者制度など公務公共サービスの民営化、民間委託は行わないこと。特に住民の人権に関わる事項については、民営化・民間委託を行わないこと。また、自治体の窓口業務の民間委託は、偽装請負の問題があり、行わないこと。特に戸籍事務の民間委託に対しては、法務省事務連絡文書（2015年3月31日、民事局民事第1課補佐官事務連絡）が発出されており、民間委託の方が直営より非効率となることから、直営を堅持すること。
- (4) 継続的な自治体の業務は、基本的に正規職員で行うこと。平均3割にも上る現在の非正規雇用職員率を引下げること。臨時・嘱託など非正規雇用職員の賃金・労働条件は、正規職員との均等待遇にすること。総務省昨年7月4日公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」にある待遇改善を行うこと。また、安易にボランティアを利用することなく、雇用の場を確保すること。
- (5) 奈良県の最低賃金は、今年の改定で時間給762円となっています。雇用戦略対話でできる限り早期に800円に、2020年には平均1,000円をめざすとされていましたが、これにはほど遠い額です。しかも今回の改訂で、大阪では最賃が883円に引き上げられており、地域間格差はさらに広がっています。労働者の賃金の改善で個人消費を増やし、地域経済の活性化に結びつくように早期に時間給1,000円への引き上げ、全国一律最低賃金制の実現に向けて、政府に対し議会決議を上げていただくこと。
- (6) ブラック企業や過労死を未然に防止するために労働問題に関する「相談窓口」を設置すること。また、過重労働による健康障害の防止、職場のメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防をはじめ過労死等防止のための啓発を行うこと。
- (7) 若年層に対する労働条件に関する知識の付与・指導の充実を図ること。あわせて、企業が行う労働環境の整備向上について指導・援助を強化すること。
- (8) 若年労働者の雇用問題をはじめ、奈良県における雇用対策・地域振興、経済活性化対策については、奈労連はじめ国民大運動実行委員会に参加する団体からも意見を聞くなど、協議する場を設けること。

労働団体の尊重、労働者への公平・公正な対応と問題解決を

【 県への要請 】

- (1) 労働団体代表が参加する県の各種審議会・委員会、懇談会の組織名およびその構成について明らかにすること。奈労連の代表を排除することなく、構成員として加えること。

アスベスト問題

【 県への要請 】

- (1) アスベスト（石綿）を吸い込んだことが主な原因で中皮腫や肺がんになる人が著しく増加し、今後40年で死亡者は10万人を超えると推計されています。県は各自治体と連携し住民、労働者の健康を守る立場で緊急の対策を講じること。
- (2) 無料で住民のアスベスト健康診断を行い、住民に健康管理手帳を交付すること。建造物解体の飛散防止対策

及び産業廃棄物対策を強化すること。解体などの助成、融資制度をつくること。

6. 税金・商工問題

【 県・市町村への要請 】

- (1) 小規模基本法を生かした小規模企業振興基本条例を制定し、民商の代表を委員に選任した審議会を設置してください。「地方版総合戦略」に中小商工業者の声を反映させ、住宅リフォームや商店リニューアルへの助成制度を創設すること。
- (2) 中小業者の創業や資金繰り要求に応える施策を充実させ、政府による信用保証制度への部分保証拡大の動きに反対を表明すること。
- (3) 生存権を脅かす強制的な徴収はやめてください。国保料（税）を引き下げ、短期保険証や資格証明書の発行を中止し、減免申請を積極的に認めること。
- (4) 申請に基づく地方税の換価の猶予制度に関する条例は、納税者の負担軽減を図る観点から、換価の猶予制度を使いやすい内容にすること。
- (5) 赤字の中小業者にも納税を強いる消費税の増税と、負担軽減にならないまやかしの軽減税率や、中小業者に多大な実務負担を押し付け、免税業者の取引排除を招く適格請求書（インボイス）制度の導入に反対を表明していただくこと。
- (6) 国民にとってメリットもなく中小業者に重い罰則で管理実務と責任を押し付けるマイナンバー制度は中止・廃止するよう国に要望し、利用拡大に反対すること。
- (7) 家族従業者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税 56 条の廃止に賛同すること。
- (8) 地方税・国保料（料）の滞納処理にあたっては、「支払いたくても払えない」納税者の実情の把握を行なって、分納・延納・納税猶予など「納税緩和措置」を活用し、機械的・一方的な「差し押さえ・競売」処分などは行わないこと。また、申請型換価の猶予制度を積極的に適用すること。
- (9) 滞納処分に当たっては、平成 25 年 9 月 18 日、広島地裁「滞納処分取消等請求訴訟」判決に基づき、適切な運用を行うこと。

7. 原発再稼働ではなく、再生エネルギーへの転換を

【 県への要請 】

- (1) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請するとともに、奈良県としても具体策を講じること。全ての原発は再稼働しないよう要請すること。
- (2) 農山村にある小水力、風力、太陽光、バイオマスなど全国にある再生可能エネルギーの活用事例を把握し、奈良県内の農山村での再生可能エネルギーの可能性（「地産地消」の小規模なもの）を追求すること。

【 市町村への要請 】

- (1) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請すること。また、全ての原発は再稼働しないよう要請すること。
- (2) 農山村にある小水力、風力、太陽光、バイオマスなど、全国にある再生可能エネルギーの活用事例を把握し、再生可能エネルギーの可能性（「地産地消」の小規模なもの）を追求すること。

8. 憲法、平和問題と民主主義

【 県・市町村への要請 】

- (1) 国民の暮らし、福祉、教育予算を確保するためにも、5 兆円を超える軍事費の削減を国に求めること。とりわけ、自衛隊の海兵隊的機能強化、敵基地攻撃用の予算については反対の声をあげること。日米地位協定にも負担義務のない在日米軍「思いやり予算」を即時廃止するよう政府に要請すること。
- (2) 「核兵器廃絶自治体宣言」にもとづき、核兵器廃絶の住民への世論喚起を広報等で行うこと。原水爆禁止世界大会へ奈良県の青年・学生を派遣し、被爆体験の継承をすすめること。
- (3) 世界に誇る日本国憲法(第 9 条戦争放棄)を改悪する動きに反対すること。地方自治を守る立場からも反対を

- 明確にすること。憲法違反の「安保法制」に反対すること。自衛隊の海外での武力行使に反対すること。
- (4) 二度の米軍機によるワイヤー切断事故（十津川村）を経験した奈良県民として、危険な「オスプレイ」など米軍機の低空飛行訓練反対を表明し、政府にも強く働きかけること。
 - (5) 五條市ほか県内への陸上自衛隊駐屯地の受け入れには、住民の平和といのち、生活を守る観点から反対すること。「自衛隊理解」を目的とする県主催のバスツアー事業をやめること。
 - (6) 地方自治と民主主義を守る観点から、沖縄への新基地建設反対を表明し、政府に申し入れること。沖縄県民と連帯する取り組みを、県として行うこと。
 - (7) 平和憲法に合った平和のための資料整理・保存、戦争体験の施設（コーナー）などが充実していくよう、取り組みを進めること。県内の戦争遺跡の保存と後世への継承・学習のための取り組みを積極的に推進すること。
 - (8) 航空自衛隊奈良基地上空で行われる、戦闘機等の展示飛行に反対し、中止を求めること。奈良県上空を、自衛隊機の最低安全高度以下の高度での訓練空域から外すことを要求すること。
 - (9) いわゆる「従軍慰安婦」問題について、国としてすべての被害者に対し真摯に謝罪し、国家賠償を行い、二度と繰り返さないという立場で、教科書への記述の復活など、真実に向き合う歴史教育を行うことなどを政府に要望すること。
 - (10) 国民の知る権利を侵害し、戦争準備を密かにすすめようとする「特定機密保護法」制定反対を国に要請すること。
 - (11) 原爆写真展を開催できるように協力すること。
 - (12) 自衛隊の隊員募集について、協力をしないこと。また、県・県教育委員会および関連する団体が主催する行事に自衛隊を参加させないこと。
 - (13) かつての戦争が及ぼした歴史を考慮し、「国旗・国歌」の式典での扱いに関しては、個人の内心の自由の保障を尊重し、強制・押し付けは行わないこと。特に、教育現場での強制・押し付けは行わないこと。
 - (14) 国に対し、取り調べの全課程の可視化と、検察手持ち証拠の全面開示を求める意見書をあげていただくこと。

9. 議会意見書など

以下の項目（別紙要請書、意見書（案）は、当日訪問する時に持参いたします）について、意見書の採択をしていただくこと。

- (1) 警察・検察の取り調べの全過程の可視化（録音・録画）と捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める要請
- (2) 中小商工業者への施策を拡充し、地域経済の振興を求める要請
- (3) 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める要請
- (4) 「安保法制」撤回・廃止を求める要請
- (5) 消費税増税の中止・廃止を求める要請
- (6) 奈良県地域医療構想の再検討を求める要請
- (7) 最低賃金1,000円以上の実現を求める要請
- (8) 小企業・家族経営の家族従業員の働き分を認めない「所得税法56条の廃止・見直し求める」要請

10. その他

県キャラバン実行委員会・地域組織の要請や各団体からこれまで申し入れてきた内容について未解決の問題については見解を明らかにするとともに、解決を図ること。

以上